

2019年度上半期 中小企業融資あっせん制度 ご案内

世田谷区中小企業融資あっせん制度とは

世田谷区では、区内中小企業者の事業経営に必要な資金の調達を支援するために、東京信用保証協会と金融機関の協力による融資あっせん制度を設けています。

この融資あっせん制度は区が直接融資するものではなく、区のあっせんを受けた後、区の定める条件の範囲内で協力金融機関が融資する制度です。一部の融資制度は区から利子の一部を補助します。

公益財団法人世田谷区産業振興公社では、世田谷区の委託を受けて融資あっせん制度の書類審査、申し込み内容についての相談及びあっせん書類の発行等を行っています。

(※審査の結果ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。)

もくじ

融資あっせん

制度を利用できる方（創業支援資金を除く）	1
申込から融資までの流れ	2
あっせん申し込み	2
世田谷区中小企業融資あっせん制度一覧	3～4
融資対象となる使いみち	5
利子補給	5
信用保証協会と信用保証制度	5
世田谷区中小企業融資あっせん制度 取扱金融機関一覧	6
必要書類等（創業支援資金を除く）	7～8
個人：住民税、個人事業税の証明期間	
融資別追加必要書類	
融資あっせんに必要な証明書の申請先	

創業

創業支援資金 融資あっせんの相談 （ワンストップ相談窓口・予約制）	9
創業支援資金 融資あっせんを利用できる方	9
創業支援資金 融資あっせん要件	10
創業支援資金 融資あっせんに必要な書類等	10
創業支援資金の比較	11
特定創業支援等事業	11

相談

（公財）世田谷区産業振興公社の無料相談	12
---------------------	----

セーフティネット保証制度	13～14
--------------	-------

公益財団法人
世田谷区産業振興公社
商業・ものづくり・経営支援係

〒154-0004
世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4階

電話 03-3411-6603 (9:00～17:30)

FAX 03-3412-2340

ホームページ <http://www.setagaya-icl.or.jp/>



制度を利用できる方（創業支援資金を除く）

次の要件を満たしている方が利用できます。ただし、制度により、追加の要件があります。

1. 世田谷区内で事業を営む中小企業者（※1）

法人	世田谷区内に本店登記所在地があり、同一事業を1年以上営んでいること。
個人	世田谷区内に住所または主たる事業所（全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等）があり、同一事業を1年以上営んでること。

● 特定非営利活動法人（NPO法人）について

特定非営利活動法人（NPO法人）も融資あっせん制度が利用できます。なお、小口零細資金・創業支援資金など、対象とならない制度もあります。

2. 申告・納付すべき税を滞納していないこと

法人	法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと
個人	住民税及び個人事業税を滞納していないこと（7頁参照）

3. 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

保証対象外の業種・業態
農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、非営利団体（NPOを除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その他協会が支援するのは難しいと判断した業態

4. 許認可等を必要とする業種においては、その許認可等を受けていること

5. 融資あっせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ、資金及び資金に係る利子につき十分な返済能力を有すること

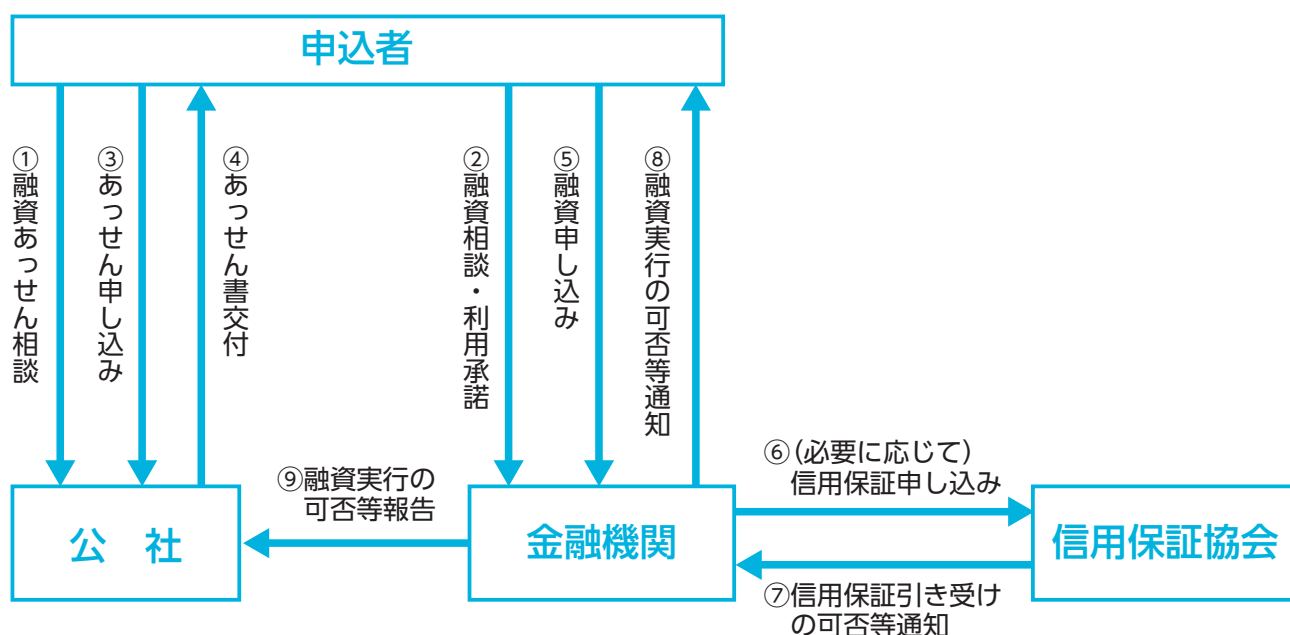
（※1）業種別あっせん利用が可能な中小企業者

業種 (原則として日本標準産業分類の業種による)	会社・個人事業者等 (資本金・従業員数のいずれか一方)		NPO法人 (従業員数のみ)
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下	300人以下

● 従業員数について

家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員に含みます。

申込から融資までの流れ



- ①融資あっせんについてご相談がある場合は、会社にお問い合わせください。
- ②世田谷区中小企業融資あっせん制度を取り扱う金融機関に、融資あっせんの相談をして利用の承諾を得てください。
- ③必要な書類等（7～8頁参照）をそろえ、会社にあっせんの申し込みをし、中小企業診断士の面談（予約不要）を受けてください。
- ④中小企業診断士との面談終了後、融資あっせん書を即日交付します。（※1）
- ⑤あっせん書の有効期限内（発行日翌月の同日まで）に承諾を取った金融機関へあっせん書を持参し、融資を申し込んでください。
- ⑥金融機関は申込者の融資審査を行い、必要に応じて東京信用保証協会へ信用保証を依頼します。
- ⑦東京信用保証協会の審査により、信用保証引き受けの可否等を金融機関に通知します。
- ⑧金融機関は融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。
- ⑨金融機関は会社に融資実行の可否等を報告します。

（※1）ただし、経営力強化資金・事業転換多角化資金・省エネルギー対策資金については、後日、会社から連絡し、ご本人にあっせん書を受取に来ていただきます。

注意：審査の結果、ご希望の金額・返済期間等にならない事があります。

あっせん申し込み（予約不要）

※ただし、経営力強化資金・事業転換多角化資金の融資あっせんの申し込みには、予約が必要です。

〈あっせん申込受付〉

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）

9:00～11:30

13:00～16:30

時間に余裕をもってお越しください。

〈お申し込み・お問い合わせ〉

公益財団法人

世田谷区産業振興公社

商業・ものづくり・経営支援係

世田谷区太子堂2-16-7（世田谷産業プラザ4階）

電話 03-3411-6603（9:00～17:30）

融資名	限度額	信用保証	名目利率	利用者負担利率	区負担利率	返済期間	追加要件	使いみち	その他
1 小口零細資金	2,000万円	必要	2.1%	0.5%	1.6%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇従業員数が製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)は20人以下、卸売・小売・サービス業(娯楽業・宿泊業を除く)は5人以下であること ◇既に信用保証協会からの保証付融資を受けている方は、その融資残高と今回申し込む融資額の合計が2,000万円以下であること	運転設備	【従業員数について】1頁(※1)参照 【必要書類】7~8頁参照(創業支援資金は10頁参照) 【返済方法】 ◇据置期間経過後から毎月元金均等返済または一括返済 ◇経営力強化資金は融資期間が1年以内の場合のみ一括返済可 ◇創業支援資金(商店街空き店舗特例含む)は据置期間経過後毎月元金均等返済
2 事業資金	2,000万円	必要な場合有	2.2%	2.2%	なし	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇特になし		
3 景気対策緊急資金	2,000万円 共通枠	必要な場合有	2.2%	0.5%	1.7%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇同一事業を引き続き3年以上営んでいること ◇最近3か月間または1年間の売上高または売上総利益が前年または2年前ないし3年前の同期に比べて3%以上減少していること ◇景気対策経営改善資金特別融資(受付終了)および経営活力改善資金の融資残高との合計が2,000万円以内であること		
4 経営活力改善資金		必要	2.1%	0.3%	1.8%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けていること(13~14頁参照) ◇景気対策緊急資金および景気対策経営改善資金特別融資(受付終了)との融資残高の合計が2,000万円以内であること		
5 施設設備近代化資金	2,000万円~8,000万円	必要な場合有	2.2%	2.2%	なし	10年以内 (据置6か月以内を含む)	◇中小企業の経営の近代化または合理化のための設備資金であること	設備	【信用保証料】信用保証料は自己負担(追加で運転・設備可) 【連帯保証人】(法人)原則代表者個人(個人)原則不要 信用保証協会・金融機関の審査により追加が必要な場合あり 【担保】必要な場合あり 【適用金利】 ◇固定金利 ◇利率は融資実行時点の利率を適用 【貸付形式】 証書貸付
6 事業転換多角化資金	5,000万円	必要な場合有	2.2%	1.7%	0.5%	運転資金を含む場合9年以内 設備資金のみの場合10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇現在の事業の一部を縮小または全部を廃止し、新たな事業を実施すること、または現在の事業を継続しながら、新たな事業を実施すること	運転設備	
7 経営改善借換資金	4,000万円 ※うち追加は2,000万円以内	必要な場合有	2.2%	2.2%	なし	7年以内 (据置なし)	◇区の制度融資を利用し、元金の返済が12か月以上継続していること ◇本制度の利用により月々の返済が軽減されること ◇一本化できるのは区の制度を利用し、同一金融機関から融資を受けたものであること	借換 (追加で運転・設備可)	
8 経営力強化資金	2,000万円	必要	2.2%	0.5%	1.7%	運転資金のみの場合5年以内 設備資金・借換資金を含む場合7年以内 (いずれも据置12か月以内を含む)	◇金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業庁のホームページ参照)の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗状況の報告を行う中小企業者であること ◇借換の場合、信用保証協会の保証付の世田谷区制度融資を利用し、当該融資の借換を必要としていること	運転設備 借換	
9 省エネルギー対策資金	2,000万円	必要な場合有	2.2%	0.3%	1.9%	7年以内 (据置6か月以内を含む)	◇世田谷区環境政策部環境計画課の指定する省エネルギー機器等(※1)を購入し、また設置する事業者であること	設備	
10 創業支援資金	2,000万円 併用不可	必要	2.1%	0.3%	1.8%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇9~10頁参照	運転設備	
11 創業支援資金(商店街空き店舗特例)		必要	2.1%	0.1%	2.0%	7年以内 (据置12か月以内を含む)	◇創業支援資金の要件に加えて、世田谷区内の商店街で、新築後3ヶ月または空き店舗となり3か月を経過した店舗を活用して創業する者であること ◇小売業・飲食業・サービス業等の「店舗」を要する事業を営むこと ◇用途が店舗の土地取得・建物の買取費用ではないこと		
12 商工業団体経営高度化資金	1億円	必要な場合有	2.2%	1.0%	1.2%	運転資金を含む場合9年以内 設備資金のみの場合10年以内 (いずれも据置6か月以内を含む)	◇商店街振興組合・協同組合等の運営や事業のための資金であること	運転設備	
13 災害応急資金	500万円	必要な場合有	2.2%	1回目0.3% 2回目なし	1回目1.9% 2回目2.2%	6年以内 (据置12か月以内を含む)	◇自然災害により損失を受けた事業者であること ◇災害により被害を受けた日から2ヶ月以内に申請すること ◇8頁参照		

●世田谷区の融資あっせん制度では、次の制度も設けています。

融資名	対象
①大型店対策資金	大型店の新設により影響を受ける中小企業者
②ショッピングプロムナード共同施設資金	区が指定したショッピングプロムナードモデル商店街
③ショッピングプロムナード経営改善資金	モデル商店街の組合員
④小規模企業者景気対策緊急資金(倒産防止特別融資)	不況により事業継続に多大な影響を受けている小規模事業者(審議会で審議のうえ、あっせんの可否を決定します)

(※1) ◇太陽光発電設備(一財)電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証(JETPvm認証)(<http://www.jet.or.jp/>)
 ◇太陽熱利用システム(一財)ベターリビングによるBL-bs太陽熱利用システム認定(<http://www.cbl.or.jp/>)
 ◇蓄電池(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証(<http://www.jet.or.jp/>)
 ◇エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車・FCV車)九都県市あおぞらネットワーク(<http://www.9taiki.jp/>)の指定低公害車(名称・型式が一致し、指定解除日以前のものでEV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)

◇責任共有制度
 信用保証協会が保証人となる融資の場合に、保証協会と金融機関が責任を共有することで、より一層適切な中小企業支援を行うことを目的とした制度です。
 ◇責任共有制度の対象外の保証について
 「小口零細資金」、「創業支援資金(商店街空き店舗特例含む)」および「経営力強化資金」のうち責任共有制度対象外保証の同額借換は保証協会が100%保証します。

●政府系金融機関の融資制度をご利用の方は、次の利子補助制度を設けています。

融資名	対象
小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	日本政策金融公庫から当融資を受けた区内小規模事業者
新事業育成貸付	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫から新事業育成資金の融資を受けた区内中小企業者
準工業地域保全資金	日本政策金融公庫から融資を受けて準工業地域内に事業用施設のための土地を購入した区内中小企業者
公衆浴場改善資金	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫または東浴信用組合から融資を受け、東京都の公衆浴場施設整備資金利子補助制度を受けている区内公衆浴場経営者

融資対象となる使いみち

融資対象の例	運転資金	商品・原材料の仕入れ／買掛金の決済／支払手形の決済／外注費／広告宣伝費／従業員の人件費
	設備資金	機械・什器等、設備機器の購入／業務用車両の購入／店舗・事務所等の新・増改築費用／不動産賃貸物件の改修等費用
融資対象外の例		代表者・役員の人件費／既に支払い済みの購入代金／生活費／借入金の返済／納税の支払い／借換・一本化のための資金（※） ※既存債務を新たな融資で借り換えること（借換） ※1つ以上の既存債務を新たな融資で1つにまとめること（一本化） ※ただし、経営改善借換資金・経営力強化資金を除く

〔車両購入時の注意〕

- 業務用車両の購入は、必要以上の高級車や業務と無関係な装備（例えば4WD車・寒冷地仕様等）は融資対象外です。融資あっせんの可否判断は、車種・大きさ・業種での必要性・当該車使用の従業員数・見積金額・自家使用の可能性がない等を総合的に勘案して決定します。

〔不動産賃貸業の注意〕

- 融資対象となるのは賃貸物件の改修等費用のみです。
- 建物全体にかかる工事の場合は、事業部分に応じた額が融資対象となります。融資対象額の算出方法は、不動産所得用決算書（確定申告書等）の減価償却費の明細書に記載されている貸付割合を、改修費用等の見積額に乗じた額となります。
- 共有名義の建物で各々売上げがある場合、連帯債務となります。

利子補給

一部の融資制度は、区から利子の一部を補助します。支給方法の詳細は、金融機関にお問い合わせください。なお、過払いが発生した場合には、金融機関を通じて遡って返還していただきます。

〈利子補給の終了事由〉

次の事由が生じた場合、利子補給を終了します。

- 法人が本店登記を区外に移したとき
- 個人が主たる事業所（※1）を区外に移したとき（事業主の住所が区内にある時は、利子補給継続）
- 一括繰上完済をしたとき
- 創業支援資金商店街空き店舗特例による資金貸付を受けている方が、当該店舗から移転したとき
- 代位弁済（※2）があったとき
- 世田谷区制度融資取扱支店以外へ取引口座を移管したとき
- 申し込み内容に偽りがあったとき

（※1） 全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等

（※2） 借入人が信用保証協会の保証付融資の返済が出来なくなった場合、信用保証協会が金融機関に対して残りの借入金全額を返済し、借入人は以後の返済を信用保証協会にすること

信用保証協会と信用保証制度

1. 信用保証協会の役割と仕組み

信用保証協会は、中小企業者が事業資金を金融機関から借り入れる際、保証人となる公的機関です。信用保証協会が保証人となることで中小企業者の信用力を補完し資金調達を円滑にします。保証に際しては、申込者の資金の使途・金額等の妥当性、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

2. 信用保証料

信用保証料とは、信用保証協会が金融機関に対して、申込者の保証をすることの対価として受け取るもので、申込者が金融機関から融資を受ける際に支払います。

〈お問い合わせ〉 東京信用保証協会渋谷支店

電話 03-5468-0135

世田谷区中小企業融資あっせん制度取扱金融機関一覧

融資あっせん

●都市銀行

名称	電話
みずほ銀行 (18 店舗)	
世田谷支店	3410 - 2211
北沢支店	3466 - 3101
成城支店	3482 - 8611
玉川支店	3700 - 7221
経堂支店	3420 - 1171
上野毛支店	3702 - 5111
駒沢支店	3422 - 9111
千歳船橋支店	3429 - 1101
烏山支店	3300 - 6321
祖師谷支店	3417 - 4111
池尻大橋支店	3791 - 2201
笹塚支店	3377 - 3151
自由が丘支店	3718 - 4311
祐天寺支店	3711 - 8181
調布仙川支店	3300 - 3331
新宿西口支店	3342 - 2211
中目黒支店	3715 - 2211
吉祥寺支店	0422-22-5111
三菱UFJ銀行 (24 店舗)	
世田谷支店	3411 - 0181
下北沢支店	5453 - 0931
玉川支店	3700 - 7131
駒沢大学駅前支店	5430 - 7311
成城支店	3482 - 4311
経堂支店	5477 - 5751
上北沢支店	3303 - 3211
三軒茶屋支店	3413 - 7211
世田谷上町支店	3426 - 7311
尾山台支店	3704 - 3811
二子玉川支店	3708 - 3901
成城学園前支店	3484 - 3841
烏山支店	3307 - 3111
都立大学駅前支店	3718 - 5181
学芸大学駅前支店	5721 - 6751
自由が丘駅前支店	3718 - 2131
自由が丘支店	5729 - 3811
都立大学駅北支店	5729 - 3801
祐天寺支店	3714 - 0131
永福町支店	3323 - 2211
渋谷中央支店	3463 - 2121
西新宿支店	3346 - 2731
新宿支店	3341 - 9181
新宿通支店	3352 - 4111
三井住友銀行 (14 店舗)	
世田谷支店	5430 - 5311
経堂支店	3425 - 3131
下北沢支店	3413 - 0321
下高井戸支店	3323 - 0111
桜新町支店	3426 - 3131
二子玉川支店	3700 - 5621
成城支店	3416 - 2151
喜多見支店	3488 - 6501
自由が丘支店	3723 - 3131
学芸大学駅前支店	3712 - 2151
都立大学駅前支店	3717 - 2154
田園調布支店	3721 - 6175
笹塚支店	3320 - 3101
渋谷支店	3463 - 0101
りそな銀行 (5 店舗)	
世田谷支店	3410 - 1231
豪徳寺支店	3420 - 6151
等々力支店	3702 - 0181
祖師谷支店	3482 - 3121
学芸大学駅前支店	3712 - 3131

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行のあっせん書持ち込み先は、店舗ごとに異なります。詳しくは各支店にご確認ください。

●地方銀行

名称	電話
きらぼし銀行 (10 店舗)	
世田谷支店	3424 - 1401
代田支店	3322 - 7311
九品仏支店	3703 - 1111
学芸大学駅前支店	3714 - 1171
狛江支店	3489 - 5171
祖師谷支店	3416 - 3151
烏山支店	3308 - 6611
笹塚支店	3376 - 6211
自由が丘支店	3717 - 2171
和泉多摩川支店	3488 - 3011
横浜銀行 (4 店舗)	
自由が丘支店	3723 - 9511
玉川支店	3708 - 1271
渋谷支店	3463 - 2151
成城支店	3483 - 2161
山梨中央銀行 (3 店舗)	
調布支店	042-485-5211
荻窪支店	3331 - 0101
新宿支店	3342 - 2231
東日本銀行 (3 店舗)	
東北沢支店	3485 - 1811
八幡山支店	3302 - 1331
代田橋支店	3323 - 5101
阿波銀行 (1 店舗)	
蒲田支店	3730 - 8021

●信用金庫

名称	電話
さわやか信用金庫 (6 店舗)	
世田谷支店	3415 - 1146
喜多見支店	3417 - 1651
上野毛支店	3703 - 2111
学芸大学駅前支店	3711 - 2171
碑文谷支店	3793 - 4511
中目黒駅前支店	3791 - 3371
東京シティ信用金庫 (2 店舗)	
豪徳寺支店	3426 - 6401
玉川支店	3704 - 8211
芝信用金庫 (7 店舗)	
桜新町支店	3429 - 2331
代沢支店	3412 - 6581
尾山台支店	3704 - 5121
深沢支店	3702 - 6111
碑文谷支店	3714 - 6611
雪が谷支店	3720 - 5111
仙川支店	3308 - 8171
西武信用金庫 (9 店舗)	
三軒茶屋支店	3411 - 7511
渋谷営業部	3463 - 1501
恵比寿支店	3461 - 6106
幡ヶ谷支店	3376 - 3321
目黒支店	3719 - 0611
浜田山支店	3313 - 8201
久我山支店	3332 - 3301
原宿支店	3479 - 1111
渋谷東支店	3498 - 4051
城南信用金庫 (15 店舗)	
駒沢支店	3414 - 3161
三宿支店	3413 - 3211
経堂支店	3429 - 0161
世田谷支店	3414 - 3126
奥沢支店	3720 - 4151
玉川支店	3701 - 2156
等々力支店	3702 - 3851
用賀支店	3707 - 5611
瀬田支店	3700 - 7181
深沢支店	3705 - 5511
祖師谷支店	3484 - 8471
砧支店	3416 - 3171
桜上水支店	5374 - 8821
雪ヶ谷支店	3720 - 4131
自由ヶ丘支店	3717 - 3161

名称	電話
昭和信用金庫 (12 店舗)	
本店	3422 - 6181
三軒茶屋支店	3421 - 6101
経堂支店	3420 - 4121
池の上支店	3422 - 3141
明大前支店	3323 - 0511
烏山支店	3300 - 1361
八幡山支店	3329 - 1021
大橋支店	3469 - 0315
下高井戸支店	3321 - 4155
代田橋支店	3328 - 0151
上北沢支店	3302 - 8111
桜上水支店	3329 - 3241
目黒信用金庫 (4 店舗)	
本店	3719 - 0111
梅丘支店	3429 - 8201
三谷支店	3711 - 5221
上目黒支店	5704 - 4141
世田谷信用金庫 (13 店舗)	
本店	3429 - 1151
池尻支店	3422 - 7221
船橋支店	3420 - 6161
若林支店	3422 - 7231
用賀支店	3700 - 7126
玉川支店	3708 - 1281
等々力支店	3701 - 1141
駒沢支店	3422 - 3511
烏山支店	3307 - 8211
六本木支店	3568 - 6311
永福町支店	3322 - 4181
宮崎台支店	044(877)4441
青葉台支店	045(983)7111

●政府系金融機関

名称	電話
商工組合中央金庫 (1 店舗)	
渋谷支店	3486 - 6511

●信用組合

名称	電話
全東栄信用組合 (1 店舗)	
世田谷支店	3414 - 3111
共立信用組合 (1 店舗)	
用賀支店	3700 - 1777
大東京信用組合 (2 店舗)	
三軒茶屋支店	3424 - 3181
駒沢支店	3414 - 0151

●農業協同組合

名称	電話
東京中央農業協同組合 (7 店舗) ※	
千歳支店	3308 - 6661
烏山支店	3308 - 6666
芦花支店	3309 - 5151
船橋支店	3427 - 5511
砧支店	3416 - 0101
山野支店	3417 - 2371
鎌田支店	3709 - 1573

※小口零細資金・経営活力改善資金・経営力強化資金は取り扱いません。

2019年4月1日現在
(22 金融機関 162 店舗)

必要書類等（創業支援資金を除く）

原本をお持ちください。写しを取って原本は返却いたします。発行日より3か月以内のものに限ります。申込者の状況により、記載以外の書類の提出を求める場合があります。

区分		法人	個人
運転・設備・借換 〔共通〕	1	<input type="checkbox"/> 法務局に登録している印鑑（会社の実印）	事業主の印鑑（認印）（スタンプ印は不可）
	2	<input type="checkbox"/> 税務署受付印のある 前期の法人税確定申告書・決算書（一式）	税務署受付印のある 平成30年（2018年）分の所得税確定申告書・ 青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）
		電子申告の場合は「メール詳細」（種目：法人税申告書）を添付してください	電子申告の場合は「メール詳細」（種目：所得税申告書）を添付してください
	3	<input type="checkbox"/> 法人住民税・法人事業税（都税）の 前期1年間分（※1）の 領収証書または、納税証明書	住民税（区市町村民税）（※2）と 個人事業税（都税）（※3）の 領収証書または、納税証明書
4	<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書	住民票	
設備 〔追加〕	1	<input type="checkbox"/> 当該設備に係る見積書	見積会社の押印があり、宛名は申込者（法人の場合は法人名）
	2	<input type="checkbox"/> 店舗・事業所を借りる場合は、賃貸借契約書または重要事項説明書 賃借人が申込者（法人の場合は法人名）	
	3	<input type="checkbox"/> 自宅の一部を事業用に用いている場合は、事業用と自家用部分とが区別でき、面積を記入した図面等	
	4	<input type="checkbox"/> 自宅兼賃貸住宅の場合、不動産所得用決算書の減価償却費の明細書（※4） （明細書に記載されている貸付割合を見積額で乗じた額を融資対象とするため）	

- （※1）・確定申告後税額に変更があり納税した場合は、納税証明書が必要です。
・中間納税し還付のあった場合は、その領収金額と還付金額がわかる書類が必要です。
- （※2）・住民税は1年分（下記表の必要な証明期間）について納税確認が必要です。住民税を世田谷区外の市区町村にお支払いの場合でも納税状況を確認させていただきます。
・平成30年度（2018年度）あるいは、平成31年度（2019年度）が非課税の場合は、非課税年度分の非課税証明書も必要です。
- （※3）非課税の場合は、平成29年（2017年）分・平成30年（2018年）分の確定申告書・決算書一式が必要です。
- （※4）共有名義の建物で、売上が各々ある場合は連帯責務となり、それぞれの資料が必要です。

個人：住民税、個人事業税の証明期間

あっせん申込月	必要な証明期間	説明	
住民税	4月～6月	30年度（2018年度）全期分	【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日 納期限が土曜・日曜・祝日にあたるときは、翌営業日が納期限となります。
	7月～8月	30年度（2018年度）2期～4期分、 31年度（2019年度）1期分	
	9月～10月	30年度（2018年度）3、4期分、 31年度（2019年度）1、2期分	
	11～1月	30年度（2018年度）4期分、 31年度（2019年度）1～3期分	
	2月～3月	31年度（2019年度）全期分	
個人事業税	4月～8月	30年度（2018年度）1、2期分	個人事業税は、事業の収入額から必要経費、青色申告控除額等を控除した所得額が290万円以上の場合、原則課税されます。 年2回（8月・11月）の分割納付
	9月～11月	30年度（2018年度）2期分、 31年度（2019年度）1期分	
	12月～3月	31年度（2019年度）1、2期分	

融資別追加必要書類

融資名	追加書類	
景気対策緊急資金	売上高・売上総利益（粗利益）比較表（所定用紙） 公社ホームページよりダウンロード可	
	【1年間比較の場合】	【3か月間比較の場合】
	売上高・売上総利益（粗利益）が3%以上減少していることが確認できる書類	
	【法人】 税務署受付印またはメール詳細のある比較対照期の法人税確定申告書・決算書（一式）を添付 【個人】 税務署受付印またはメール詳細のある比較対照期の所得税確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）を添付	【法人・個人共通】 比較対照期（3か月間）*の売上合計が記載され、税理士認証印のある売上高・売上総利益（粗利益）比較表 ※申込月の前4か月のうち連続する3か月間のこと。その他不明な点はお問い合わせください。
経営活力改善資金	<p>〈5号（イ）であっせん申込と同時に認定を受ける場合〉</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）①～③いずれかの認定申請書（2部）（詳細は13～14頁参照）</p> <p>(2) 試算表様式に必要な事項を記入し、税理士認証印のあるもの（税理士を利用されていない方はお問い合わせください）</p> <p>(3) 認定対象業種を営んでいることを証する書類</p>	
施設設備近代化資金	【法人】	【個人】
	最近3期分（事業開始後3期に満たない場合は、決算を終えた全ての期）の法人税確定申告書・決算書（一式）（※1）	最近3期分（事業開始後3期に満たない場合は、決算を終えた全ての期）の所得税確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）（※1）
事業転換多角化資金	(1) 最近3期分（事業開始後3期に満たない場合は、決算を終えた全ての期）の法人税確定申告書・決算書（一式）（※1）	(1) 最近3期分（事業開始後3期に満たない場合は、決算を終えた全ての期）の所得税確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書（一式）（※1）
	(2) 事業転換多角化申込書・計画書（所定用紙）公社ホームページよりダウンロード可	
経営改善借換資金	借入残高確認表（所定用紙）公社ホームページよりダウンロード可	
経営力強化資金	<p>(1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書</p> <p>(2) 事業計画書（申込者が策定したもの）</p> <p>(3) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）</p> <p>(4) 資金使途が借換で他行分の借換を含む場合は、その借換についての他行の同意書</p>	
省エネルギー対策資金	対象設備（事業のために使用する設備）のパンフレット	
災害応急資金	市区町村または消防署が発行するり災証明書	

（※1）確定申告関係書類については税務署受付印（電子申告の場合は「メール詳細」）のあるものをお持ちください。

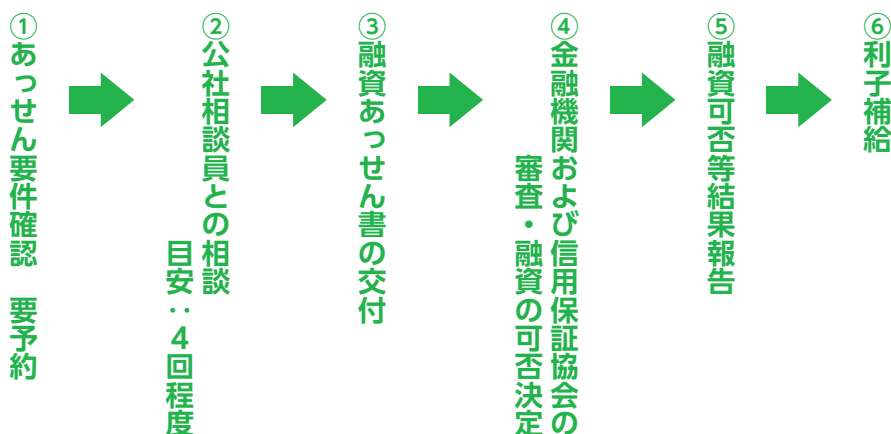
融資あっせんに必要な証明書の申請先（住民税、個人事業税の証明期間は、7頁参照）

法人住民税・個人事業税 個人事業税の納税証明書	世田谷都税事務所	世田谷区若林4-22-13	世田谷合同庁舎5階・6階 電話 03-3413-7111
履歴事項全部証明書	東京法務局 世田谷出張所	世田谷区若林4-22-13	世田谷合同庁舎2階 電話 03-5481-7519
住民税の納税証明書	1月1日現在、住民登録している区市町村の窓口（7頁（※2）を参照）		

※世田谷区では、住民税（特別区民税）について、出張所でも納税証明書を発行しています。

創業支援資金 融資あっせんの相談（ワンストップ相談窓口・予約制）

約3か月間



予約

世田谷区産業振興公社
世田谷区太子堂 2-16-7
(世田谷産業プラザ4階)
電話 03-3411-6603

【相談日】
月曜～金曜
(祝日・年末年始を除く)

【相談時間枠】
9:10～10:10
10:30～11:30
13:00～14:00
14:20～15:20
15:40～16:40

- ① 公社に相談日時を予約のうえ、ご来所ください。
公社相談員（中小企業診断士）が、創業支援資金あっせんの申込要件に該当するか否か確認します。
- ② 公社相談員の支援を受けつつ、申込者自身で創業計画書を作成してください。並行して取扱金融機関に区の制度で創業融資あっせんに申し込む予定であることを伝えてください。
※曜日ごとに担当の創業相談員は決まっています。相談は、申込者本人以外はできません。
- ③ 公社が融資あっせん書を作成、申込者にお渡ししますので、融資の承諾を得た金融機関に提出してください。
- ④ 金融機関または信用保証協会が融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。
- ⑤ 金融機関は公社へ融資の可否等結果を回答します。
- ⑥ 区が利子の一部を補助します。（支給方法は融資を受ける金融機関にお問い合わせください。）

創業支援資金 融資あっせんを利用できる方

区分	法人	個人
<input type="checkbox"/> 創業前	本店登記及び主たる事業所（※1）を区内に設けて創業しようとする方	主たる事業所（※1）を区内に設けて創業しようとする方
<input type="checkbox"/> 創業後	本店登記及び主たる事業所を区内に設けて、申込日現在、創業後1年未満の方（※2）（※3）	主たる事業所を区内に設けて創業後1年未満である方（※3）
	法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと	個人事業税を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	住民税の滞納がないこと	
<input type="checkbox"/>	東京信用保証協会の保証対象業種であること（1頁参照）	
<input type="checkbox"/>	許認可等を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けていること	
<input type="checkbox"/>	融資あっせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ、資金及び資金にかかる利子につき十分な返済能力を有すること	
<input type="checkbox"/>	過去2年以内に事業主の経験がないこと（過去2年以内に、事業収入・営業収入・不動産賃貸収入がないこと）	
<input type="checkbox"/> 追加要件	創業支援資金（商店街空き店舗特例）の場合	
	① 世田谷区内の商店街で、新築後3か月または空き店舗となり3か月を経過した店舗を活用して創業すること	
	② 小売業・飲食業・サービス業等で「店舗」を要する事業を営むこと ③ 用途が店舗の土地取得・建物の買収の費用ではないこと	

（※1）主たる事業所とは、全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等をいいます。法人の場合、本店登記と事務所・代表者の自宅等が区内にあっても、主たる事業所（実体）が区外にある場合は対象となりません。

（※2）申込日とは、事業計画書が完成し、あっせん申込書に記載する日です。

（※3）創業した日は、法人は登記をした設立年月日、個人は「個人事業の開業・廃業等届出書」に記入した開業日です。創業当初から区内で事業を行っていることが必要です。

創業支援資金 融資あっせん要件

融資名	限度額	名目利率	利用者負担利率	区負担利率	返済期間	使いみち	担保及び保証人等
創業支援資金	2,000万円 併用不可	2.1%	0.3%	1.8%	7年以内 (据置12か月を含む)	運転・設備	詳細は 3～4頁 参照
創業支援資金 (商店街空き店舗特例)		2.1%	0.1%	2.0%			

創業支援資金 融資あっせんに必要な書類等

原本をお持ちください。写しを取って原本は返却いたします。

発行日より3か月以内のものに限ります。

申込者の状況により、記載以外の書類の提出を求める場合があります。

区分	持参するもの	注意事項										
1	<input type="checkbox"/> 印鑑 (スタンプ式不可)	【法人】代表者の認印 (あっせん相談最終日は法人の実印も必要) 【個人】事業主の認印										
2	<input type="checkbox"/> 世田谷区創業支援資金融資あっせん申込書	(所定用紙) 公社 HP よりダウンロード可										
3	<input type="checkbox"/> 創業計画書	(所定用紙) 公社 HP よりダウンロード可										
4	<input type="checkbox"/> 住民税の納税証明書 (※1)	初回相談日より遡って原則2か年分										
5	創業後1年未満の事業所の場合											
	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>履歴事項全部証明書</td> <td rowspan="2">税務署収受印があるもの</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>個人事業の開業届出書または事業開始等申告書 (控)</td> </tr> </table>	法人	履歴事項全部証明書	税務署収受印があるもの	個人	個人事業の開業届出書または事業開始等申告書 (控)					
法人	履歴事項全部証明書	税務署収受印があるもの										
個人	個人事業の開業届出書または事業開始等申告書 (控)											
6	創業後1年未満の事業所で決算を行った場合											
	<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付</td> <td rowspan="2">納税証明書の申請先は8頁参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税と法人事業税の納税証明書</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付</td> <td rowspan="2">納税証明書の申請先は8頁参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人事業税の納税証明書</td> </tr> </table>	法人	税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照		法人住民税と法人事業税の納税証明書	個人	税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照		個人事業税の納税証明書
	法人	税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照									
		法人住民税と法人事業税の納税証明書										
個人	税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照										
	個人事業税の納税証明書											
<input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>法人</td> <td>税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付</td> <td rowspan="2">納税証明書の申請先は8頁参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税と法人事業税の納税証明書</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付</td> <td rowspan="2">納税証明書の申請先は8頁参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人事業税の納税証明書</td> </tr> </table>	法人	税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照		法人住民税と法人事業税の納税証明書	個人	税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照		個人事業税の納税証明書	
法人	税務署受付印のある法人税確定申告書・決算書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照										
	法人住民税と法人事業税の納税証明書											
個人	税務署受付印のある所得税の確定申告書・青色申告決算書または白色申告収支内訳書 (一式)。電子申告の場合はメール詳細を添付	納税証明書の申請先は8頁参照										
	個人事業税の納税証明書											
<input type="checkbox"/>	個人事業税の納税証明書	納税証明書の申請先は8頁参照										
7	<input type="checkbox"/>	設備資金の利用がある場合は当該設備に係る見積書 (※2) 見積会社の押印があり、宛名は申込者 (法人の場合は法人名) であること										
8	<input type="checkbox"/>	店舗・事業所を借りる場合は、賃貸借契約書または重要事項説明書 (賃借人が申込者 (法人の場合は法人名) であること)										
9	<input type="checkbox"/>	許認可等を必要とする業種の場合、許可証等										
10	<input type="checkbox"/>	法律による資格が必要な場合、資格または技術の所有を証明する書類										
11	<input type="checkbox"/>	金融機関の担当者の名刺										
特例	<input type="checkbox"/>	創業支援資金 (商店街空き店舗特例) 確認書 (所定用紙) 公社 HP よりダウンロード可										

(※1) 納税証明書で所得の種類とその金額の記載がない場合は、課税証明書も必要です。

(※2) 購入済みの設備 (大型備品・什器等) がある場合は領収証が必要です。(融資対象にはなりません、あっせん額を決める際に自己資金の一部として確認のため必要です。)

創業支援資金の比較

区分	世田谷区	東京都(31年度(2019年度))	日本政策金融公庫(31年度(2019年度))
制度名	創業支援資金	創業融資	①新規開業資金 ②新創業融資制度(無担保無保証人)
主な利用要件	世田谷区内で創業前 または創業後1年未満 (9~10頁参照)	(創業前) 都内で 個人で1ヵ月 法人で2ヵ月以内創業 (創業後) 東京信用保証協会に、 お問い合わせください。(※1)	「雇用創出、経済活性化、勤務経験 (6年以上)または修得技能等の要件」 を満たす方 ①新たに事業を始める方、または事 業開始後おおむね7年以内の方 ②新たに事業を始める方、または事 業開始後税務申告を2期終えてい ない方
資金使途	運転・設備		
融資額	2,000万円以内	3,500万円以内 (創業前は自己資金に 2,000万円を加えた 額の範囲内)	①7,200万円以内 うち運転4,800万円以内 ②3,000万円以内 うち運転1,500万円以内
自己資金	必要	東京信用保証協会に、 お問い合わせください。	①日本政策金融公庫渋谷支店までお 問い合わせください。(※2) ②必要(一定の要件を満たせば不要※3)
負担金利	0.3%	同上	日本政策金融公庫渋谷支店までお問 い合わせ下さい。
返済期間 (据置期間)	7年(1年)以内	運転7年(1年)以内 設備10年(1年)以内	運転7年(2年以内) 設備20年(2年以内)
信用保証	必要(保証料自己負担)	必要(保証料補助1/2有)	不要
融資可否判明 にかかる期間	約3か月	約1か月~2か月	面談から約3週間

※1(お問い合わせ)東京信用保証協会 渋谷支店 電話 03-5468-0135

※2(お問い合わせ)日本政策金融公庫 渋谷支店 電話 03-3464-3311

※3優遇を受けるためには産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること等が必要です。

特定創業支援等事業

区は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画について、国の認定を受けています。経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく継続的な相談、セミナー等を特定創業支援等事業といい、受講者が証明書を区に申請し、かつその証明書を各機関に提出することで優遇措置を受けることができます。

【優遇措置例】

株式・合名・合資・合同会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減

株式会社又は合同会社は登記にかかる登録免許税が資本金の0.7%→0.35%に軽減
(最低税額は株式会社の場合15万円→7.5万円、合同会社の場合6万円→3万円に軽減)
合名会社又は合資会社は1件につき、6万円→3万円に軽減

※その他の優遇措置については、区ホームページ参照 [世田谷区創業支援等事業計画](#)

[検索](#)

証明書申請に関するお問い合わせ

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課 電話 03-3411-6653

※公社では、特定創業支援等事業として「ワンストップ相談窓口」、「創業セミナー(有料)」を行っています。

(公財) 世田谷区産業振興公社の無料相談

1 経営相談・創業相談

相談内容	一般融資 あっせん相談	経営相談(※1)	創業相談	創業融資 あっせん相談	経営支援 コーディネーター相談
相談日	月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)				原則火曜 (祝日・年末年始を除く)
予約	不要(※2)	予約制			
相談時間枠	9:00～11:30 13:00～16:30	① 9:10～10:10 ② 10:30～11:30 ③ 13:00～14:00		④ 14:20～15:20 ⑤ 15:40～16:40	
対象者	利用できる方の要件 (1頁)があります。	区内中小企業者	区内で創業を考 えている方、 創業して間もな い方	利用できる方 の要件(9～ 10頁)があり ます。	区内中小企業者
相談内容 (例)	〈事前審査〉 ・融資の種類 ・資金使途 ・借換 ・その他	〈経営上の悩み〉 ・事業計画 ・経営改善計画 ・資金繰り ・採算性 ・融資の可否 ・事業転換 ・多角化 ・事業承継 ・廃業	〈創業の悩み〉 ・創業計画 ・法人か個人か ・資本金 ・自己資金 ・役所への届出 ・店舗譲り受け ・出店場所 ・競合について ・共同経営者など	〈創業融資の相談〉 ・融資金額 ・資金使途 ・返済期間 ・公庫等の利用	以下 3 経営支援 コーディネーター の欄をご覧ください。
相談員	中小企業診断士		中小企業診断士(創業専門相談員)		中小企業診断士
お申込み 相談場所	(公財) 世田谷区産業振興公社 世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ4階 電話 03-3411-6603 (9:00～17:30) 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)				

(※1) 経営相談(夜間)については、お問い合わせください。

(※2) 経営力強化資金・事業転換多角化資金の融資のあっせん相談には、予約が必要です。

2 創業メール相談

創業に関する簡易な案件については、電子メールによる相談をお受けしています。

メールアドレス keiei@setagaya-icl.or.jp

3 経営支援コーディネーター

区内中小企業者の資金繰り、販路拡大、IoTの活用、事業承継等の課題に対し、大手企業等で習得した技術・ノウハウや専門的な知識・技能を有する「経営支援コーディネーター」が、豊富な経験や知識等に基づいて、各事業者に対し総合的な経営支援アドバイスを行います。

◆派遣対象 区内に主たる事業所を有する中小企業

◆申込期間・派遣期間：随時

◆相談の流れ

① 公社に電話で経営支援コーディネーターの相談予約をしてください。
その際に、相談内容の概略やご連絡先をお伺いします。

② 経営支援コーディネーターが相談先事業所の経営状況・経営課題を聞き取るため、事業所を訪問します。
(公社窓口での相談対応も行います。)

③ 経営課題に応じて経営改善に向けたサポートを実施します。

セーフティネット保証制度

取引先企業等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引先金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う国の制度です。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号または、同法等2条第6項に該当していることについて区市町村長の認定を受け、認定書を金融機関等へ持参して信用保証協会の保証付融資を申し込む必要があります。

1. セーフティネット保証の対象となる事由

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種※
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整※
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡※

※は責任共有制度となります。

○危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）

危機関連保証制度

詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

2. お問い合わせ

中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-2876

セーフティネット保証5号（イ）の認定について

5号（イ）以外の1～4号・5号（ロ）・6～8号申請につきましては、公社までお問い合わせ下さい。

1. 届出・申請が必要なとき

法人または個人の中小企業がセーフティネット保証5号（イ）の認定を申請するとき。

2. 届出・申請ができる方

業況が悪化している指定業種に属する事業を行っている中小企業者への認定です。次の（1）～（3）を全て満たす中小企業者が該当します。

（1）世田谷区内の中小企業者

法人の場合：世田谷区内に本店登記がある方

個人の場合：世田谷区内に主たる事業所がある方

（2）経済産業大臣の指定を受けた業種（以下「指定業種」）を行う中小企業者

指定業種は「中小企業庁ホームページ」に掲載しています。

指定業種の産業分類番号については日本標準産業分類をご覧ください。

セーフティネット5号の指定業種（中小企業庁ホームページ）

日本標準産業分類（総務省ホームページ）

※指定業種は3か月ごと（4・7・10・1月）に指定されます。

（3）次の認定要件に該当する中小企業者（セーフティネット5号（イ）の認定要件）

認定区分	対象となる事業者	認定要件
(イ)-①	1つの事業を行っており、その事業の属する業種が指定業種である 複数の事業を行っており、全ての事業の属する業種が指定業種である	企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(イ)-②	複数の事業を行っており、主たる事業の属する業種が指定業種である (主たる事業：最近1年間の売上高等が最も大きい事業)	・主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している ・企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
(イ)-③	複数の事業を行っており、1つ以上の事業（主たる事業かどうかを問わない）の属する業種が指定業種である	・指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少している ・企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する指定業種の売上高等の減少額の割合が5%以上である ・企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している

上表の認定要件（イ）-①～（イ）-③のいずれかに該当すれば、セーフティネット5号認定対象となります。どの認定要件に該当するかを確認し、申請書と添付書類をご用意ください。

申請書、添付書類につきましては、世田谷区のホームページからダウンロードできます。

3. 届出・申請のときに必要なもの

セーフティネット5号認定申請に必要な書類等

1	認定申請書（所定用紙）※2部必要です。世田谷区のホームページからダウンロードできます
2	試算表（所定用紙）世田谷区のホームページからダウンロードできます 税理士（署名・捺印）が内容を確認した最近3か月間（※1）および前年同期の試算表、または最近2年分の売上台帳（請求書や通帳など売上を確認できる書類で月毎の売上が集計されているもの）（※2） （※1）最近3か月間とは、申請月の前4か月のうち連続する3か月間です （例：7月に申請する場合は、4月・5月・6月または3月・4月・5月） （※2）売上台帳で確認を行う場合、日々の売上を記録した台帳が必要です。また、確定申告書・決算書の期中売上高と同期間の売上台帳の売上高合計が合わない場合は、認定できません
3	法人は実印、個人事業者は認印（スタンプ印は不可）
4	最新の確定申告書（控）と決算書（一式） 法人 ア 確定申告書 （1）別表一（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書 （1）貸借対照表（2）損益計算書（3）株主資本等変動計算書（4）製造原価明細表 （5）販売費一般管理費明細表 個人 ア 確定申告書（1）第一表（確定申告書の1頁）※税務署受付印のあるもの 電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書 青色申告の方→青色申告決算書の損益計算書（1頁）と貸借対照表（4頁） 白色申告の方→収支内訳書（1～2頁）
5	履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） ※個人事業者は事業所の所在地が確認できる書類（確定申告書の写しで事業所の所在地が確認できれば不要）
6	許認可・登録・届出の必要な業種にあっては、その許認可証等 認定を申請する業種を営んでいることが確認できる資料（会社概要、商品目録、取扱物品が掲載された複数の納品書・請求書等）

【注意事項】

- 申請に必要な書類に不備のある場合は申請をお受けできませんのでご注意ください。
- 認定書の有効期間は、認定書の発行日から30日間（土・日・祝日を含む）です。
- 5号（イ）以外の申請（1号～4号・5号（ロ）・6号～8号）につきましては、公社までお問い合わせください。

4. 申請受付（公財）世田谷区産業振興公社 商業・ものづくり・経営支援係 月～金曜 9:00～16:30



地域とともに生きる <せたしん> は安心と信頼をお届けします。

- | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ● 本店
TEL:(03)3429-1151(代) | ● 船橋支店
TEL:(03)3420-6161(代) | ● 用賀支店
TEL:(03)3700-7126(代) | ● 永福町支店
TEL:(03)3322-4181(代) | ● 青葉台支店
TEL:(045)983-7111(代) | ● 区役所前支店
TEL:(03)3419-5131(代) | ● 駒沢支店
TEL:(03)3422-3511(代) |
| ● 池尻支店
TEL:(03)3422-7221(代) | ● 若林支店
TEL:(03)3422-7231(代) | ● 六本木支店
TEL:(03)3568-6311(代) | ● 宮崎台支店
TEL:(044)877-4441(代) | ● 玉川支店
TEL:(03)3708-1281(代) | ● 等々力支店
TEL:(03)3701-1141(代) | ● 鳥山支店
TEL:(03)3307-8211(代) |



経営に関するご相談は お近くの昭和信用金庫まで

創業昭和7年 本店下北沢

- | | | |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------|
| ● 本店 ☎03(3422)6181(代) | ● 大橋支店 ☎03(3469)0315(代) | ● 下高井戸支店 ☎03(3321)4155(代) |
| ● 三軒茶屋支店 ☎03(3421)6101(代) | ● 明大前支店 ☎03(3323)0511(代) | ● 代田橋支店 ☎03(3328)0151(代) |
| ● 経堂支店 ☎03(3420)4121(代) | ● 八幡山支店 ☎03(3329)1021(代) | ● 上北沢支店 ☎03(3302)8111(代) |
| ● 鳥山支店 ☎03(3300)1361(代) | ● 池の上支店 ☎03(3422)3141(代) | ● 桜上水支店 ☎03(3329)3241(代) |



昭和信用金庫

メールでのお問い合わせ
jigyoshien@showa-shinkin.co.jp

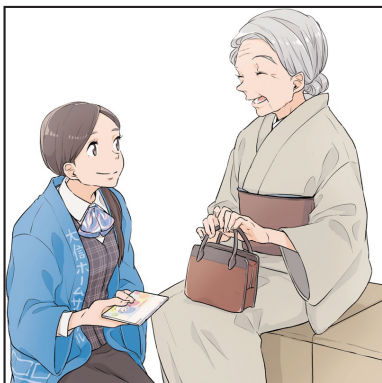
私たちはお客様応援企業として、地域の皆様の幸せを守り、
地域社会の発展、繁栄に貢献します

- | | | | | | |
|----------|--------------------|--------------------|----------|------------------|--------------------|
| ● 駒沢支店 | ● 世田谷区上馬4-10-1 | ● TEL 03(3414)3161 | ● 祖師谷支店 | ● 世田谷区千歳台2-13-4 | ● TEL 03(3484)8471 |
| ● 駒沢支店 | ● 世田谷区駒沢3-27-1-101 | ● TEL 03(3412)8541 | ● 深沢支店 | ● 世田谷区駒沢5-15-12 | ● TEL 03(3705)5511 |
| ● 桜新町出張所 | ● 世田谷区成城2-26-17 | ● TEL 03(3416)3171 | ● 用賀支店 | ● 世田谷区用賀3-27-4 | ● TEL 03(3707)5611 |
| ● 砧支店 | ● 世田谷区成城2-26-17 | ● TEL 03(3416)3171 | ● 等々力支店 | ● 世田谷区等々力2-7-2 | ● TEL 03(3702)3851 |
| ● 奥沢支店 | ● 世田谷区奥沢3-30-14 | ● TEL 03(3720)4151 | ● 桜上水支店 | ● 世田谷区桜上水2-6-4 | ● TEL 03(5374)8821 |
| ● 玉川支店 | ● 世田谷区等々力3-8-1 | ● TEL 03(3701)2156 | ● 自由ヶ丘支店 | ● 目黒区自由が丘1-13-16 | ● TEL 03(3717)3161 |
| ● 経堂支店 | ● 世田谷区経堂1-12-7 | ● TEL 03(3429)0161 | ● 雪ヶ谷支店 | ● 大田区雪谷大塚町7-9 | ● TEL 03(3720)4131 |
| ● 世田谷支店 | ● 世田谷区代田5-12-5 | ● TEL 03(3414)3126 | | | |
| ● 三宿支店 | ● 世田谷区池尻3-30-8 | ● TEL 03(3413)3211 | | | |
| ● 瀬田支店 | ● 世田谷区瀬田3-3-5 | ● TEL 03(3700)7181 | | | |



城南信用金庫

詳しくはホームページまで
<http://www.jsbank.co.jp>



地域の発展 お客様の繁栄のために

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| ● 三軒茶屋支店 〒154-0024 世田谷区三軒茶屋2-14-10 | ● ☎03(3424)3181 |
| ● 駒沢支店 〒154-0012 世田谷区駒沢3-22-1 | ● ☎03(3414)0151 |



心・ふれあい
大東京信用組合
<http://www.daisin.co.jp/>



経営革新等支援機関

経営相談、融資相談は経営の専門家の中小企業診断士に

一般社団法人
せたがや中小企業経営支援センター

中小企業診断士とは経済産業大臣が認定する唯一の経営コンサルタントの国家資格保持者です。せたがや中小企業経営支援センターは、世田谷区を中心に活動する中小企業診断士の専門家集団。創業、融資、経営戦略、マーケティング(販売促進)、IT…。経営のことならワンストップ対応。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせは  <http://setagayakeieishien.org> ☎03-6413-0152

〒156-0052 東京都世田谷区経堂2-23-20 経堂タウンハウス 102